

静岡県企業局管理規程第1号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年1月19日

静岡県公営企業管理者  
企業局長 木野 雅弘

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約)</p> <p><b>第76条</b> この規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における預金の種類、利子及び担保の提供その他の事務に関しては、契約書の定めるところによる。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p><b>第204条</b> 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方（以下「契約者」という。）とともに当該契約書に記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(II) (略)</p> <p>(契約書作成の省略)</p> <p><b>第205条</b> 次の各号に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。この場合（第5号に掲げる場合を除く。）において、必要があると認めるときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請</p>	<p>(契約)</p> <p><b>第76条</b> この規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における預金の種類、利子及び担保の提供その他の事務に関しては、<u>契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</u>（以下「契約書等」という。）の定めるところによる。</p> <p>(契約書等の作成)</p> <p><b>第204条</b> <u>契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書等を作成し、</u>契約の相手方（以下「契約者」という。）とともに当該契約書等に記名押印し、<u>又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(II) (略)</p> <p>(契約書等作成の省略)</p> <p><b>第205条</b> 次の各号に掲げる場合においては、前条に規定する<u>契約書等の</u>作成を省略することができる。この場合（第5号に掲げる場合を除く。）において、必要があると認めるときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載し</p>

書を徴するものとする。

(1) (略)

(2) せり売りに付するとき。

(3)～(6) (略)

た請書を徴するものとする。

(1) (略)

(2) 競り売りに付するとき。

(3)～(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。